

## 東北数学教育学会会則

- 第1条（名 称） 本会は、「東北数学教育学会」（以下「本会」と称する）と称する。
- 第2条（目 的） 本会は、数学教育の基礎的・科学的研究に寄与することを目的とする。
- 第3条（会 員） 本会は、本会の目的に賛同する下記の者を会員とする。  
（1） 教員養成大学・学部の数学科教員  
（2） 数学教育に関心をもつ（1）以外の大学、短期大学、および工業高等専門学校の数学科教員  
（3） その他、本学会会員2名の推薦により入会を希望する者  
（4） 本会に名誉会員をおく。会長は名誉会員の推薦を総会に対して行う。
- 第4条（事 業） 本会はその目的にしたがって、次の事業を行う。  
（1） 総会（年1回）  
（2） 研究会開催（年1回以上）  
（3） 学会誌発行（研究論文、雑報、書評、その他掲載）、会員に配布  
（4） その他、本会の目的達成に必要な書類
- 第5条（役 員） 本会に、会長と副会長（若干名）、会計、会計監査をおく。  
上記役員は、総会において選出し任期は1か年とする。  
令和8年3月31日における役員は以下の通りである。  
会 長 森本 明（福島大学教授）  
副 会 長 後藤 学（白鷗大学教授）  
会 計 加藤 慎一（秋田大学講師）  
会計監査 東城 恵（郡山市立行健小学校教諭）
- 第6条（運 営） 本会は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第7条（会 計） 本会は、各会員の拠出する会費により会計をまかなう。正会員の会費は年額2,000円、学生会員の会費は年額1,000円とする。  
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第8条（会員離脱） 各会員が、会費を滞納したとき、会費を2年間滞納したとき、会員の資格を喪失する。
- 第9条（所在地） 本会を次の所在地に置く。  
（所在地） 秋田県秋田市手形学園町1-1  
秋田大学教育文化学部 数学教育研究室
- 第10条（設立年月日） 本会の設立年月日は、昭和43年10月17日とする。

- (付則) 本会則は、昭和43年10月17日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、昭和49年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、昭和52年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、昭和53年1月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、平成9年1月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、平成28年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、平成29年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、平成30年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、令和2年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、令和6年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、令和7年4月1日より実施する。
- (付則) 本改正会則は、令和8年4月1日より実施する。